

## 株式会社 SERIO ホールディングス 定款

### 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 SERIO ホールディングスと称し、英文では SERIO HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の経営管理およびこれに付帯する業務を行うこと
  - (1) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業
  - (2) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
  - (3) 学童保育事業
  - (4) 保育園の経営
  - (5) 幼稚園および幼保一体施設の経営
  - (6) 次の業務のアウトソーシング受託事業
    - ① コールセンターの運営業務
    - ② 倉庫、工場における出入荷、商品管理、物品仕分け、開梱、梱包業務
    - ③ 経理事務、営業事務、貿易事務、受付、秘書他の業務
    - ④ 各種イベントの企画、構成業務
    - ⑤ 通訳、翻訳業務
    - ⑥ 電気製品、機械器具、輸送機器、自動車、自動二輪車およびそれらの部品の設計、製図、製造、販売、保守、修理その他のサービスに係る業務
    - ⑦ 衣料品、食料品、飲料品、雑貨、書籍、文具、建築資材等の商品および原材料等の企画、販売、アフターサービスに係る業務
    - ⑧ 飲食店の運営、損害保険代理店、生命保険募集、広告代理店、ベビーシッター等の業務
    - ⑨ 建築物の管理および清掃業務
    - ⑩ 土木工事、建築工事の施工管理業務
    - ⑪ 市場調査に係る業務
    - ⑫ 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業務
  - (7) 児童福祉法に定める次の事業の経営または受託運営
    - ① 放課後児童健全育成事業(第二種社会福祉事業)
    - ② 地域子育て支援拠点事業(第二種社会福祉事業)
    - ③ 一時預かり事業(第二種社会福祉事業)
    - ④ 小規模保育事業(第二種社会福祉事業)

- ⑤ 病児保育事業(第二種社会福祉事業)
- ⑥ 児童厚生施設の経営(第二種社会福祉事業)
- (8) 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理
- (9) 前各号に付帯関連するコンサルタント業務およびその他一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、920 万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託した場合は、当社において取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式または新株予約権に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録する。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、8 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時点までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役

若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、取締役(業務執行取締役等である者を除く)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を取締役(業務執行取締役等である者を除く)と締結することができる。

## 第 5 章 監査等委員会

### (監査等委員会の招集通知)

- 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

### (監査等委員会の決議の方法)

- 第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (監査等委員会規程)

- 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

### (常勤の監査等委員)

- 第32条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員である取締役を選定する。

## 第 6 章 会計監査人

### (会計監査人の選任)

- 第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### (会計監査人の任期)

- 第34条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### (会計監査人の報酬等)

- 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

### (会計監査人の責任免除)

- 第36条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当および基準日)

第38条 当会社は、毎年 5 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第39条 当会社は、毎年 11 月 30 日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。